

患者さんの権利と責任

当院は、医療の中心はあくまで患者さんであり、患者さんと医療提供者との信頼関係に基づいて、基本理念と基本方針に掲げる「能登全域の住民が安心できる医療」はつくり上げられていくものであることを深く認識し、ここに医療提供者の良きパートナーである患者さんの権利と責任を掲げ、これを尊重いたします。

1. 患者さん自身にとって、常に最善の利益となるよう、平等に適切な医療を受ける権利があります。
2. ご自分の病気について、検査や治療方法などについて、納得がいくまで十分な説明と情報提供を受けることができます。
3. 検査、治療、その他の医療行為に同意し選択あるいは拒否することができます。拒否した場合においても不利益を生ずることなく、同様な医療を受けることができます。
4. 他の医療機関の医師等の意見（セカンドオピニオン）を求めることができ、ご希望の場合は当院として協力いたします。
5. 医療上の個人情報やプライバシーが、保護される権利を有します。

すべての患者さんの権利が守られ、適切な医療が行われるよう、患者さんにも次のことにご理解とご協力をお願いします。

1. 医療提供者と共に病気と向き合う気持ちを失わないでください。
2. 医師をはじめとする医療提供者に対してご自分の病状や健康に関する情報を提供してください。
3. 他の患者さんも適切に医療を受けられるよう、医療提供者に支障を与えないよう配慮してください。

当院は、「患者さんの権利」実現のため最大限の努力をします。この「患者さんの権利」の精神にもとる行為や態度が私たち職員にあると思われたときは、ご遠慮なくお知らせください。

また、患者さんは、医療提供者の良きパートナーと考えております。

患者さん自らが、さまざまな医療現場において診療に積極的に参加をしていただき、患者さんと医療提供者がお互いに協調しあい、より良いパートナーシップを築き上げるため、患者さん並びにご家族の方のご協力をお願いします。